

平成20年 1月24日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 水田明男 殿

大阪大学総務部長
岩切平治



平成19年12月21日付け申入書に対する回答

このことについて、下記のとおり回答いたします。

記

(1) 団体交渉のルールについて

① 手続きについて

団体交渉の要求事項及びその内容が明記された申入書を総務部人事課あてに送付願います。

② 予備交渉について

本学では、法人化以降、他の労働組合とも、国家公務員法に根拠規定のある予備交渉（貴殿がいう「予備折衝」）は行っておりませんが、団体交渉を円滑に行うため、原則として、上記①のとおり要求事項等が明記された文書を提出していただいております。

③ 交渉担当者について

団体交渉の大学側担当者は、原則として、総務部長となります。その他、要求内容等によっては、総務部人事課長がこれに対応し、また、具体的な説明等を行うため人事課の職員も陪席することがあります。

④ 交渉場所について

他の労働組合と同様、吹田地区内の会議室等で実施することとさせていただきます。

⑤ 交渉時間設定について

団体交渉は、原則として、勤務時間外に行うこととしております。

⑥ 交渉の公開性について

労働組合との団体交渉は、当該組合の組合員の労働条件に関することであり、大学としては、その内容を公開することは考えておりません。

団体交渉のルールについては、上記①～⑥のとおりであり、他の労働組合との関係において、大学には中立保持義務があることから、現時点では、貴組合との協議によって交渉ルールを変更する考えはございませんので、その旨お含みいただきますようお願いいたします。

(2) 事業場の考え方について

この件については、平成19年10月31日付け人事労務室長通知で、吹田、豊中及び附属病院地区の過半数代表者の任期が満了する平成20年3月までには、箕面地区を含む各地区の構成単位に関する大学の考え方を改めてお示しする予定である旨全学にお知らせしているところです。

また、本学といたしましては、貴組合との団体交渉は、貴組合の組合員の労働条件について行いたく、事業場について、貴組合との交渉により、その考え方を決定することは考えておりません。

なお、事業場の考え方について、貴組合の組合員の労働条件とかかわる事項がございましたら、より詳しい内容を提示いただきますようお願いいたします。

(3) 統合に伴う就業規則の変更について

① 病気休暇について

本学では、常勤職員の私傷病による病気休暇について、法人化の際に、当該期間中における給与を支給しない（共済組合による傷病手当金の支給にゆだねる）旨を「教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する細則」の本則で規定いたしました。ただし、激変緩和のため、その附則（平成16年4月14日施行）第2項により、当分の間の経過措置として、現在は有給扱いとしております。

また、統合に当たって、所要の経過措置を細則に設けたことについてもご留意願います。

② 職員の休憩時間について

本学では、国家公務員の勤務時間制度において「休息时间」が廃止されたことに伴い、平成18年7月に就業規則の改正により、「原則として勤務を命じない時間」を廃止したものであり、その改正から既に約1年半が経過しております。

この改正は、運営費交付金（＝税金）により人件費の大半が賄われている本学においては、国の改正に依拠することが合理的であると考えられること、及び保育所へ子どもを迎えに行く教職員もいること等から終業時刻を変更するべきではないとも考えられること等を総合的に勘案し、決定されたものです。

また、統合に当たっては、授業時間割等を順次、大阪大学の時間帯に合わせることで、職員のシフト勤務の規定等の調整が整ったことにより、箕面地区についても他の3地区と同様の規定としていることにご留意願います。

③ 教員の定年年齢について

本学では、改正高年齢者雇用安定法の対応として、教員（歯学部附属病院歯科技工士学校の教員を除く。以下同じ。）については、平成22年度の退職者より、再雇用制度を適用することが既に決定されております。

また、統合に当たって、就業規則の本則に定める教員の定年年齢を大阪大学のそれに合わせるとともに、附則では「当分の間、従前の例による。」と経過措置を定めております。

同じ大学に勤務する教員について、複数の定年年齢が併存することは好ましくなく、上記の経過措置は、あくまで大学が激変緩和措置として講じることとした措置ですので、その旨ご留意いただきますようお願いいたします。

④ 産前・産後休暇について

産前・産後の休暇についても、①と同様に、法人化の際に、当該期間中の給与を支給しない（共済組合による出産手当金の支給にゆだねる）旨を上記の細則に規定いたしました。ただし、激変緩和のため、当分の間の経過措置として、現在は有給扱いとしています。

⑤ 任期付教員の帰国旅費について

大阪外国語大学で雇用されていた外国人教師及び外国人招へい教員（以下「外国人教師等」という。）が統合時点で引き続き大学に雇用されている場合には、その労働条件等は、大阪大学との統合時に「従前の例による」としてされております。

なお、外国人教師等については、新たに雇用しないこととし、それらの教育研究等を担当する教員は、任期付教員として雇用することとしておりますが、この任期付教員は国籍に関係なく雇用するものであり、帰国旅費等は支給しないこととなっておりますので、その旨ご理解願います。

（４）入試業務の労働条件について

平成20年1月17日付け文書でも通知しているとおおり、標記の問題については、貴組合の具体的な要求内容が明らかにされた時点で、検討させていただきます。

（５）駐車場料金化について

平成19年12月28日付けで回答しているとおおりですが、それ以外の要求事項等があれば明確にしたものを要求書で提出願います。

(6) 組合活動

① 組合費のチェックオフについて

現在、大学が過半数代表者と締結している「給与の控除払いに関する協定書」(箕面地区の「賃金控除に関する協定書」を含む。)では、組合費のチェックオフを教職員の給与から控除できるようには規定されておられませんので、過半数代表者との同協定にかかる協議が調いました後に、貴組合との労働協約締結のための交渉を行いたいと考えております。

また、大学といたしましては、労使協定及び労働協約の他、組合員の同意書も揃った段階でチェックオフが可能になると考えていることを申し添えます。

② 組合事務室と電子メールアドレスの便宜供与について

他の労働組合への供与の状況等も鑑み、法令等に則った形での対応について、検討及び交渉を行いたいと考えております。

③ 組合事務室の壊れたエアコンディショナー撤去について

エアコンディショナーは、使用できる状況にあると確認しておりますので、これを撤去することはできません。

以 上